

# 岐阜県公報

第二千六百十三号  
平成二十一年七月十日

(金曜日)

## 目次

### 告示

保安林に指定する予定である旨の通知  
道路の供用開始

(治山課) 四六三  
(道路維持課) 四六四

### 公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 四六四

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 四六五

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 四六五

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 四六六

職業訓練指導員試験の実施

(労働雇用課) 四六七

県営土地改良事業計画の決定

(農地計画課) 四六八

県営土地改良事業の変更計画の決定

(同) 四六八

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

(同) 四六八

土地改良事業の工事の完了

(同) 四六八

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(建設政策課) 四六九

多治見都市計画の図書の縦覧

(都市政策課) 四七〇

平成二十一年度岐阜県警察官B採用試験の実施

(人事委員会) 四七一

## 告示

岐阜県告示第四百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年七月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市莊川町野々俣字溝上谷八七二の二、字クツ子平八七九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字溝上谷八七二の二・字クツ子平八七九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の 告示日 はか)
県道	春日井線 各務原線	各務原市鵜沼南町六丁目一三 六番地先から 同 市同 番地先まで 五丁目四〇	一四・〇	平成 三・七・一〇	平成 二九・二・一六

岐阜県告示第四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の 告示日 はか)
県道	山勝山線	関市大字迫間字栄一八三五番 地先から 同市大字同 字同二七六七番 地先まで	一三・〇	平成 三・七・一〇	平成 一六・八・三五

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年六月二十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人“わの会”
- 三 代表者の氏名 新井 洋三
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県安八郡神戸町大字神戸七六番地の五
- 五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者及び障害者の方々に対して、生活支援、就業支援に関する事業を行い、併せて研修、研究活動を行い将来に身元保証制度、後見人制度の確立導入を図り、よって高齢者や障害者の生活に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十一年六月二十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人グリーンスター
- 三 代 表 者 の 氏 名 後藤 智紀
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市清住町一丁目四番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域の求職者・求人者に対して、優良な情報を提供する事業を中心に行います。たくさんの人たちが、自分の力を発揮できることを創り出し、地域社会の発展に貢献していくことを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十一年六月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人障がい者支援ネット・とまと
- 三 代 表 者 の 氏 名 北村 誓治
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市石切町二〇番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜地域に居住する障がい者の方々が、健常者と共に、安心して、自立した生活を営むことが出来る社会を実現するために、障がい者の方々の就業支援、自立支援、生活支援活動、権利擁護、社会教育などの事

業活動を推進し、地域の社会福祉の向上に寄与するとともに、障がい者を中心となって活躍できる新しいビジネスの構築を目標とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十一年七月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東濃情報ネットワーク
- 三 代 表 者 の 氏 名 武長 脩行
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市新町一丁目三番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民が行う自由な社会貢献活動に対し、福祉・健康・教育・環境・街づくりのために、地域産業等の高度情報通信技術の向上を図り、そのための職業能力の開発と雇用機会の拡充に努め、豊かな東濃地域を中心とした情報文化社会の実現と、その健全な発展を促進するとともに、公益の増進に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十一年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(病院又は診療所)

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	指月日
ふくい内科クリニックス	多治見市松坂町一	内科	精神通院	平成二〇・七・一

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	指月日
中部薬品 北一色薬局	岐阜市北一色六二〇二二六	精神通院	平成二〇・七・一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年七月十日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年七月十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出年月日  
平成二十一年六月三十日
- 二 届出者の氏名又は名称  
株式会社ギガス
- 三 建物の名称及び所在地  
ケーズデンキ美濃加茂パワフル館

美濃加茂市山手町二丁目八九番 外  
変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 愛知県海部郡弥富町大字鋼浦町字東前新田四一番地の一  
(変更後) 愛知県弥富市鋼浦町東前新田四一番地一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年七月十日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年七月十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出年月日  
平成二十一年六月三十日
- 二 届出者の氏名又は名称  
株式会社ギガス
- 三 建物の名称及び所在地  
ケーズデンキ美濃加茂パワフル館  
美濃加茂市山手町二丁目八九番 外
- 四 変更しようとする事項  
大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 二、二〇〇平方メートル  
(変更後) 三、五〇四平方メートル

駐車場の収容台数

(変更前) 二〇二台

(変更後) 一八〇台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後九時まで

(変更後) 午前十時から午後九時まで  
(ただし年間五日は午前九時から午後九時まで)

職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。)第四十五条第二項の規定により公示します。

平成二十一年七月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 試験を実施する免許職種

規則別表第十一に掲げる免許職種

二 試験の科目

学科試験のうち指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規)

三 受験資格

職業能力開発促進法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者。ただし、規則第四十六条の規定により、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限りません。

なお、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができません。

1 成年被後見人又は被保佐人

2 禁錮以上の刑に処せられた者

3 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

四 試験の免除

規則第四十六条の表の上欄に該当する者又は規則別表第十一の三の試験の免除を受けることができる者の欄に該当する者には、それぞれの表の下欄に掲げる実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部を免除します。

五 試験の期日及び場所

平成二十一年十月十六日(金)

岐阜市学園町二丁目三番地

岐阜県人材開発センター

六 受験手続

1 提出書類

(一) 受験申請書

(二) 履歴書

(三) 写真二枚(申請前六か月以内に撮影した上半身、正面無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの)

(四) 受験資格及び試験の免除資格を証する書類(合格証書、免許証等の写し)

(五) 戸籍抄本又は戸籍謄本(試験の免除資格を取得した後、氏名を変更した場合のみ必要)

2 受験手数料

次に掲げる額に相当する額の岐阜県収入証紙を受験申請書の岐阜県証紙貼付欄にはり付け、納付してください(消印はしないでください)。

学科試験 三千百円

なお、受験申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合、受験しなかった場合いかなる理由があっても、手数料は返還しません。

3 申請書類の提出場所及び提出期間

千五〇〇 八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県商工労働部労働雇用課

平成二十一年九月七日(月) から同月十六日(水) までです。

郵送の場合は、九月十六日までの消印のあるものに限り受け付けます。

七 合否判定の基準

満点の六割以上の得点がある場合は、合格とします。

八 合格者の発表の方法

平成二十一年十一月四日(水) に岐阜県商工労働部労働雇用課前に合格者の受験番

号を掲示するとともに、合格者あてに合格証書を交付して通知します（不合格者には通知しません。）。

また、この試験に合格した者には、申請（別途申請手数料が必要）によって職業訓練指導員の免許証が交付されます。

九 試験結果の提供

平成二十一年度職業訓練指導員試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

職業訓練指導員試験の得点

2 提供期間

合否発表の日から一か月間

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口（県庁二階 電話〇五八 二七二 一一一 内線二二一九）

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

1 受験申請用紙は、岐阜県商工労働部労働雇用課において交付します。

なお、用紙の郵送を希望する場合は、百四十円分の切手をはり、あて先を明記した返信用封筒（角形二号）を必ず同封してください。

2 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「指導員試験申請」と朱書してください。

3 受験申請書を審査し、受験資格を認めるときは、後日受験票を送付します。

4 この試験について不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課産業人材育成担当（電話〇五八 二七二 一一一 内線三二二八）に問い合わせてください。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の

県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
中津川北部地区	中津川市役所	平成二一・八七・一〇から 同二一・八七・一〇まで

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
谷汲地区	揖斐川町役場	平成二一・八七・一〇から 同二一・八七・一〇まで

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を下呂市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	南飛騨萩原地区	縦 覧 場 所	下呂市役所萩原庁舎前 揭示場	縦 覧 期 間	平成二一・七・一〇から 同 八・一〇まで
----------	---------	---------	-------------------	---------	-------------------------

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十一年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	県営一般農道整備事業	施行に係る地区名	養老南部地区	工事完了年月日	平成二一・三・二四
-------	------------	----------	--------	---------	-----------

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	平成二十一年四月二十七日	商号又は名称	安江株式会社	代表者の氏名	代表取締役 安江 千津子	主たる営業所の所在地	恵那市中野方町一七二〇三	許可番号	般・特十九 一三八四 五	取り消した工事業	土木、建築とび・土工、管、ほ装、造園及び水道施設工事業
平成二十	株式会社	代表取締役	岐阜市北島四	般十七一	電気工事業						

平成二十一年五月一日	環境アセスメント	役 大塚 茂樹	三七	七〇七五	建築工事業
平成二十一年五月七日	岐阜工アサイクル住宅株式会社	代表取締役 吉川 義康	中津川市小川町二番八号	特十八一 一八九三	建築工事業
平成二十一年五月八日	日装工業株式会社	代表取締役 佐藤 恵子	岐阜市野一色二丁目一番六号	般十六四 〇四二	建築及び管工事業
平成二十一年五月八日	株式会社 曾我組	代表取締役 曾我 親	下呂市野尻一 一六六番地	特十六四 七七	土木及びとび・土工事業
平成二十一年五月十二日	株式会社 岩井土建	代表取締役 岩井 健治	加茂郡八百津町八百津四八六一	特十八一 〇六四五	土木、とび・土工、管、ほ装、造園及び水道施設工事業
平成二十一年五月十四日	まつしん	俣野晴弘	岐阜市水海道一丁目二三番 一一二号	般二十一 〇一九八二	管工事業
平成二十一年五月十四日	株式会社 大藤建設	代表取締役 藤井 實	岐阜市上川手七八番地の一	般十九六 七〇三	建築及び内装仕上工事業
平成二十一年五月十五日	有限会社 スミ建設 土木	代表取締役 鷺見 安雄	岐阜市柳津町上佐波一 三三三	般十六一 〇〇六〇八	土木、とび・土工、ほ装及び水道施設工事業
平成二十一年五月十八日	株式会社 曾我組	代表取締役 曾我 親	下呂市野尻一 一六六番地	般二十一 四七七	造園工事業
平成二十一年五月二十一日	株式会社 株式会社 森七組	代表取締役 森大 輔	美濃市二八九四	般十九二 九二一	建築工事業
平成二十一年五月二十一日	有限会社 久保田司郎	代表取締役 久保 田司郎	揖斐郡池田町 沓井一〇一	般十八三 〇〇三三三	土木、左官、とび・土工、石タイル、れんが、ブロック及びほ装工事業

平成二十一年五月二十五日	株式会社 総和土建	代表取締役 三寶 信弘	高山市松の木 町二二八〇	般十九三	土木、建築、大工及びとび・土工事業
平成二十一年五月二十五日	有限会社 高野建設	代表取締役 高野 忠良	高山市奥飛騨 温泉郷栃尾三 三九番地四七	特十八一 二〇	土木、とび・土工、石、ほ装及び水道施設工事事業
平成二十一年五月二十二日	株式会社 木村建設	代表取締役 木村 博一	大垣市室本町 四丁目六四番地	特十九三 〇八	建築工事事業
平成二十一年五月二十二日	株式会社 ウサミハ	代表取締役 宇佐 美治雄	大垣市浅草一 丁目二八〇番地	特十七八 三四六	建築工事事業
平成二十一年五月二十二日	伊藤組 所	伊藤兵二	養老郡養老町 押越三六五	般十六八 五五七	土木工事事業
平成二十一年五月二十二日	中川製作 所	中川 洸	不破郡垂井町 岩手五六六	般十八三 〇一	建築工事事業
平成二十一年五月二十二日	日工産業 株式会社	代表取締役 佐藤 恵子	大垣市松町七 八四番地一〇	般十九九 九七一	塗装及び防水工事 業
平成二十一年五月二十二日	有限会社 長大組	代表取締役 長谷 部進	加茂郡七宗町 上麻生二二〇 三番地	般十七一 三五五七	土木、とび・土工、管、ほ装及び水道 施設工事事業
平成二十一年五月二十一日	株式会社 エステー トホーム	代表取締役 堀江 貞夫	岐阜市西鶯五 丁目一五番地	般十八一 〇一七七八	建築、大工、屋根 タイル・れんが・ ブロック及び内装 仕上工事事業
平成二十一年五月二十一日	森豊店	森豊男	岐阜市加納村 松町一丁目一 番地五四	般十六一 〇一三九一	内装仕上工事事業
平成二十一年五月二十一日	福島設備 有限会社	代表取締役 福島 義和	岐阜市川部一 一八一	般十八一 〇〇八八三	管及び水道施設工 事業

平成二十一年五月二十五日	有限会社 北谷建設	代表取締役 北谷 功喜知	高山市一之宮 町四七三九	般十九一 六五〇〇	土木工事事業
平成二十一年五月二十六日	有限会社 工藤エン ジニアリ ング	代表取締役 工藤 誠	瑞浪市稲津町 萩原一四九八	般十八六 〇〇三六一	機械器具設置工 業
平成二十一年五月二十六日	幅設計室	幅好文	関市四季の台 三一九	般十八三 五〇一三五	建築工事事業
平成二十一年五月二十七日	有限会社 クライス	代表取締役 田口 政美	関市迫間八〇 五番地三	般十六三 五〇二〇〇	建築、大工及び内 装仕上工事事業
平成二十一年五月二十七日	株式会社 ケイ・エ ス・エス	代表取締役 小池 誠之介	多治見市姫三 六一五	般十六五 〇〇二一九	土木、とび・土工、 鋼構造物、ほ装、 しゅんせつ及び水 道施設工事事業
平成二十一年五月二十七日	榊橋建設 株式会社	代表取締役 榊橋 孝幸	岐阜市本荘西 二丁目一四三 番地	般十九九 〇四三	左官、電気、鉄筋 板金、ガラス、塗 装、防水、熱絶縁 及び建具工事事業
平成二十一年五月二十七日	中島屋土 建株式会社	代表取締役 中島 千恵子	揖斐郡揖斐川 町上南方二二 〇〇番地の一 一九	般十八一 六八一四	管工事事業

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画病院

一号 多治見市民病院

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

平成二十一年度岐阜県警察官B採用試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十一年度岐阜県警察官B採用試験を次のとおり実施します。

平成二十一年七月十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県警察官を採用するために行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人員
警察官採用試験	警察官B（男性）	五十人
	警察官B（女性）	若干人

二 職務内容

警察官は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の職務に従事します。

三 受験資格

試験区分受 験 資 格

警察官B（男性）  
警察官B（女性）

平成二十一年四月一日における年齢が十七歳以上三十一歳未満の者。ただし、大学を卒業した者及び平成二十二年三月までに卒業する見込みの者（人事委員会がこれと同等と認める者を含む。）を除く。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 日本の国籍を有しない者
  - 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 志望する県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
  - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- 四 試験の日時、場所、方法及び合格者発表
- 第一次試験
    - 日時及び場所  
平成二十一年九月二十日（日）午前八時三十分から、岐阜市、多治見市及び高山市において行います。
    - 方法
      - 教養試験  
高校卒業程度の一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を二時間にわたって行います。
      - 作文試験  
文章による表現力、思考力等について試験を行います。  
なお、この試験は第二次試験として評価します。
- (三) 合格者発表  
平成二十一年十月二日（予定）に、県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ

結果を通知します。

岐阜県職員採用ポータルサイトのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/saiyo-p/>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十一年十月中旬から十月下旬(予定)までの間に、岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 身体検査

次の基準により、職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて検査を行います。

検査項目	検 査	基 準
身長	警察官 B (男性)	一六〇センチメートル以上であること。
体重	警察官 B (女性)	一五五センチメートル以上であること。
胸囲		おおむね四五キログラム以上であること。
視力		七八センチメートル以上であること。
色覚		両眼とも、裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。
その他		職務遂行に支障がないこと。

(2) 体力検査

敏しょう性、柔軟性、筋力及び持久力について検査を行います。

(検査予定種目) 五指関節、開眼片足立ち、反復横跳び、立ち幅跳び、上体

起こし、腕立て伏せ、握力、二十メートルシャトルラン)

(3) 口述試験

人物について個別面接による試験を行います。

(4) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(5) 身体精密検査

所定の健康診断書の提出を求めます。

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十一年十一月下旬(予定)に県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に合否の結果を通知します。

5 合格から採用まで

1 この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載された上、警察本部長からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成二十二年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。

2 採用決定後は、警察学校に入校して、十か月間の初任教養を受け、その後それぞれの任地で勤務に就きます。

六 給与等

平成二十一年度新規採用者の給料月額、短大卒業者で十八万三千二百円、高校卒業者で十六万八千四百円、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

七 他県と共同で実施する採用試験

岐阜県と愛知県、滋賀県及び警視庁は、共同して警察官 B (男性) 採用試験を実施します。

愛知県、滋賀県又は警視庁を希望する場合、いずれかの警察を第一志望又は第二志望として選択することができます。ただし、岐阜県以外の警察を第一志望とした場合は、岐阜県を第二志望に選択することはできません。

なお、愛知県、滋賀県又は警視庁は、岐阜県と「三 受験資格」の年齢（愛知県及び滋賀県は昭和五十四年四月二日から平成四年四月一日までに生まれた者、警視庁は昭和五十四年九月二十二日から平成四年四月一日までに生まれた者）及び「六 給与等」において異なりますが、その他はおおむね岐阜県警察官B採用試験の例に準じています。また、採用予定人員は、愛知県及び滋賀県が若干人、警視庁が五人程度であり、採用予定年月日は原則として平成二十二年四月一日です。

八 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県警察本部警務課、県内の各警察署、岐阜県東京事務所、岐阜県名古屋事務所、県内の各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）等で配布するほか、岐阜県職員採用ポータルサイトから入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「警察官申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県警察本部警務課へ請求してください。

2 受験申込の方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県警察本部警務課へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に受験を希望する試験区分（「警察官B（男性）受験」又は「警察官B（女性）受験」）を朱書きし、〒五〇〇 八五〇一（住所不要）岐阜県警察本部警務課あてで、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後に受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）をはり、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十一年八月七日（金）から八月二十五日（火）までの午前八時三十分から午後六時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、八月二十五日（火）までの消印があるものに限り受け付けます。

九 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者のうち不合格者に限り、その本人に試験結果を合格発表の日から一か月間個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、

「総合得点」及び「順位」です。  
十 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局（電話〇五八 二七二 一一一 一 一 内線三三五七）、岐阜県警察本部警務課（電話〇五八 二七一 二四二四 内線二六三三）又は県内の各警察署へ問い合わせてください。

平成二十一年七月十日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社